

## パブリックコメント 実施結果

### 1. 案件名

犬山市国土強靭化地域計画（改訂案）

### 2. 募集期間

令和7年9月3日（水）～令和7年10月3日（金）

### 3. 結果

意見数 4件（3通）

※寄せられたご意見・ご提案については原則、原文のまま掲載しております。

(1) - 1

○いただいた意見・提案

【意見項目】リスクシナリオ 5-2

「ライフラインの災害対応力の強化」について、ガス供給確保に向けた具体的支援施策の強化を求める。

【意見内容】

災害時のライフライン確保は市民の生命・生活を守る上で極めて重要です。ガスは市民の生活基盤であると同時に、医療・福祉施設や避難所等においても、重要なエネルギー源として活用されており、電力と並んで十分に備える必要があります。災害発生時におけるガス供給の早期復旧支援や、仮設的なガス供給設備の配備・整備に対する補助支援を講じていただくことを期待します。

○ご意見に関する考え方

市として、災害時における電力・ガスの早期復旧支援や仮設設備等の補助支援の具体的な支援施策はありませんが、ライフラインの災害対応力の強化として、電力と同様ガスの備えも必要と考えています。そのため、市民への情報発信など事業者と連携しながら取り組みを進めていきます。

(1) - 2

○いただいた意見・提案

【意見項目】リスクシナリオ 5-4

「広域的な応援体制の確立」について、災害時のエネルギー供給体制の整備と連携強化を求めます。

【意見内容】

大規模地震や風水害などの広域災害においては、電力・ガス等のエネルギー供給に関する対応が、単一事業者のみでは限界となることが想定されます。過去の災害事例からも、復旧には時間要し、その間に地域の生活機能や医療・福祉サービスが深刻な影響を受けることが明らかになっています。そのため、エネルギー供給事業者と犬山市が連携を強化し、災害発生時における体制整備や応援受け入れに必要な仮設供給設備、応急復旧車両の配置、資機材置場などの用地確保について、民有地との協定や、公園などの柔軟な土地利用を、市として計画的な整備を進めることが国土強靭化の実効性を高める鍵となると考えます。本計画において、事業者連携と支援体制整備、そして応援受け入れのための用地確保などについても明記し、今後の施策に具体的に反映させていただきたいと考えます。

○ご意見に関する考え方

大規模災害発時におけるエネルギーの安定供給確保は、地域の生活機能維持や医療・福祉サービスの継続に不可欠であり、本市としても極めて重要な課題であると認識しています。

また、単一事業者のみでは対応が困難な広域災害に対し、平時からの連携体制の構築は必要と考えています。

ご提案いただきました事業者連携、仮設供給設備・応急復旧車両の配置場所、資機材置場の用地確保などに関するエネルギー供給事業者との連携強化、エネルギー供給事業者とともに応援受け入れのための用地確保などについても、今後検討を進めていきます。

(2)

○いただいた意見・提案

【意見項目】リスクシナリオ5-6

地域拠点としての体育館への空調整備の導入検討について

【意見内容】

犬山市の国土強靭化地域計画において、防災レジリエンスを高める観点から体育館等の公共避難施設に停電時においても自立運転が可能な空調設備を整備することを明記されるべきと考えます。災害時における避難所機能を確保するうえで、熱中症や感染症のリスクを軽減するためには、停電時でも稼働できる空調の設置が必要不可欠です。特に高齢者や子どもなど、環境に弱い方への配慮が必要であり、災害弱者を守るための計画的整備を求めます。平時の利用においても、学校行事や地域行事の安全・快適性が向上し、地域の防災教育・訓練にも良い効果が見込まれます。

○ご意見に関する考え方

近年の気温上昇や異常気象を踏まえ避難施設への空調整備は、災害時における様々なリスクを軽減するために必要であると考えています。避難施設への空調設備の整備について、他自治体の事例や先進事例を研究し、現実的な実施の可能性を検討していきます。

(3)

○いただいた意見・提案

犬山市の土砂災害ハザードマップをみると、高齢化率の高く、農道や林道、ため池や小規模な水路の多く存在する市郊外に土砂災害等戒区域が集中しており、東海豪雨等の過去の災害事例からも土砂災害に対する不安感が大きいです。

大規模な災害防止施設等の整備工事は、国・県・市などの行政が実施していますが、私たち住民も町内会の清掃活動や日々の農作業を通して、農道や林道、ため池や小規模な水路などの維持・管理を当たっています。

これら農道や林道、ため池や小規模な水路は、防災インフラとしての機能を有しているものがありますが、これらの中には、道路法や河川法の法定対象となっていない「法定外公共（用）物」が多く含まれており、そもそも管理体制が脆弱であることに加え、人口減少化や耕作放棄地の拡大や伴って、住民主体の維持管理が年々難しくなってきています。

犬山市の法定外公共（用）物の管理については、「犬山市法定外公共用物の管理に関する条例（平成13年3月日条例第8号）」において、法定外公共物の使用許可等の手続は規定されていますが、現行条例では、法定外公共（用）物の「機能管理」に関する具体的な取り組みのほか、法定外公共（用）物に関する行政の責務と住民の役割が明記されていません。

このような現状を踏まえ、国土強靭化（防災）の観点からも現行の法定外公共（用）物に関する市条例に法定外公共（用）物の「機能管理」に関する具体的な取り組みのほか、条文や法定外公共（用）物に関する行政の責務と住民の役割が明記した条文を付け加え、防災インフラ機能を維持するため、法定外公共（用）物の「機能管理」を確実に実施して頂きたいです。

また、犬山市国土強靭化地域計画第2章2項の（3）、（4）に関連した「リスクシナリオ1ー4（大規模の土砂災害等による多数の死者の発生）において、内閣府の国土強靭化補助事業の活用を基盤とした法定外公共（用）物の「機能管理」に関する取り組みを定めて頂きたいです。

#### ○ご意見に関する考え方

公用物は、道路や河川・水路、公園などになり、公の管理のもとに、不特定多数のものが一般的に利用するもので、特定のものが特定の使用をすることは原則できないもので、法定外も同じであり「犬山市法定外公共用物の管理に関する条例」を定めています。

法定外公共用物については、条例第2条記載のとおり、道路法が適用されない道路、河川法が適用または準用されない水路・ため池などであり、市が管理者になるものは、道路法による道路、河川法に基づく河川と同じ公共用物として、健全に利用ができるよう維持管理を行っています。

しかし、この膨大な施設の健全な維持、施設老朽化に対応するためには、地域の方から自治会長・土木常設員を通じて修繕や改修の要望、道路の危険個所や破損、水路の通水阻害については、利用者や地域住民からの緊急通報・要望を頂きながら維持管理に努めています。

また、地域ボランティア団体や自治会が行う定期清掃、その他公共用物を利用する多くの方の協力の基に維持管理が成り立っているのが現状です。

従いまして、法定外に限定して行政の責務、住民の役割を明記するということではありませんが、公用物を維持管理していく上で、「機能管理」「施設管理」「財産管理」について管理者が定められており、地域の方々の協力とともに健全な維持管理に努めています。

国土強靭化補助事業の活用についても、法定外というくくりではなく、市全体を捉え防災施設の整備として必要があるか検討していきます。